第 10 号

国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国営川辺川土地改良事業の経費に 対する市町村負担金を次のように変更することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前

人吉市			
事	業	名	負担すべき金額
国営川辺川土地改具	臭事業		23,713,000円
錦町			
事	業	名	負担すべき金額
国営川辺川土地改]	臭事業		93,806,000円
あさぎり町			
事	業	名	負担すべき金額
国営川辺川土地改]	臭事業		127,450,000円
相良村			
事	業	名	負担すべき金額
国営川辺川土地改]	臭事業		46,350,000円
山江村			
事	業	名	負担すべき金額
国営川辺川土地改!	臭事業		142,650,000円
変更後			

人吉市

事 業 名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	26,254,847円

錦町

事 業 名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	104,699,209円

あさぎり町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	141, 954, 835円

多良木町

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	56,779,557円

相良村

事 業 名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	51,635,170円

山江村

事業名	負担すべき金額
国営川辺川土地改良事業	157,611,704円

(提案理由)

国営川辺川土地改良事業費を決定したため、当該事業の経費に対する市町村負担金を変 更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。